

保護者各位

東京都立八王子東高等学校長  
宮 本 久 也  
(公印省略)

## 多子世帯における都立学校授業料等支援事業について（お知らせ）

平素より、本校の教育活動にご理解ご協力賜り、感謝申し上げます。

さて、令和2年度より開始の「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」につきまして、お知らせいたします。

「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」に該当し、当該事業に係る授業料の減額を申請される世帯の方は、下記のとおり申請書等の必要書類をご提出ください。

なお、書類の提出期限は、休業明けのご提出も可能な日程となっております。新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送、または休業明けのご提出をお願いいたします。

※ 休業期間中は担当不在のこともございます。ご不便をお掛け致しますが、予めご了承ください。  
窓口業務時間 **8：30～16：45**（土・日・祝日除く）

就学支援金を申請され、認定されている世帯は、就学支援金を支給されているため、本制度の対象外です。

### 記

#### 1 多子世帯における都立学校授業料等支援事業の概要

(1) 所得制限により就学支援金の対象とならない世帯（※1）で、かつ、扶養する23歳未満（平成9年4月2日以降に生まれた子）の子が3人以上いる世帯を対象に、授業料の1/2（4月申請の場合、59,400円）を減額する制度です。

※1 「区市町村民税所得割額」と「都道府県民税所得割額」を合算した額が50万7000円以上の世帯

(2) 在籍期間（全日制課程の場合、36月）を超過していないこと。

<詳細は、リーフレット「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」をご確認ください>

#### 2 提出書類

(1) 授業料等減免申請書

(2) 扶養親族等状況届

(3) 扶養する子の3人以上の保険証のコピー

} 健康保険証と国民健康保険で  
記入例が異なります。

### 3 提出期限

令和2年5月20日（水）

### 4 提出方法及び提出先

本校経営企画室へ郵送、または休業明けにご提出ください。

※ 休業明けのご提出も可能な日程となっております。

※ 郵送でご提出の場合、個人情報保護のため、レターパック、または簡易書留でお送りください。

### 5 留意事項

- (1) 「不申請意向確認書」をご提出いただいている世帯で、本事業の申請を希望される世帯は、課税証明書などで就学支援金の対象にならないこと（上記1-(1)-※1の所得制限）をご確認いただき、申請ください。
- (2) 「不申請意向確認書」をご提出いただいている世帯で、就学支援金の対象であったことが判明した世帯は、経営企画室学事担当へご連絡ください。
- (3) 「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」により授業料の減額を申請された後、上記5-(1)により、就学支援金の対象となることが判明した場合、就学支援金の支給時期を遡及することはできませんので、ご注意ください。

### 6 その他

- (1) 本制度については、休業明け、改めてご案内する予定です。
- (2) 「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」に該当する世帯で、本事業の申請を希望される世帯は、審査結果通知の際に、授業料のお支払額を再度お知らせさせていただく予定です。4月末支払予定の授業料はお支払いいただかなくて結構です。  
なお、納入通知書等により、既に授業料をお支払いいただいた世帯は、返還方法等について、審査結果後、お知らせいたします。

#### 【お問い合わせ先】

東京都立八王子東高等学校 経営企画室 学事担当

電話 042-644-6996

〒192-8568 東京都八王子市高倉町68-1